

令和 5 年 9 月 2 9 日

弘 前 市 長 殿

弘前市指定管理者選定等審議会会長

弘前市指定管理者候補者の選定について（答申）

令和 5 年 8 月 3 日付け弘管発第 3 6 号ほかにより諮問のあった弘前市指定管理者候補者の選定について、本審議会は下記のとおり答申します。

記

□諮問案件 2

弘前市みやぞの児童センターほか計 3 6 3 施設の指定管理者候補者の選定について

(1) 弘前市みやぞの児童センター等

社会福祉法人養正福社会を弘前市みやぞの児童センター等の指定管理者候補者に選定する。

(2) 弘前市豊田児童センター等

社会福祉法人みのり福社会を弘前市豊田児童センター等の指定管理者候補者に選定する。

(3) 弘前市三岳児童センター等

社会福祉法人弘前草右会を弘前市三岳児童センター等の指定管理者候補者に選定する。

裏面へ続く

(4) 弘前市致遠児童センター等

一般財団法人医療と育成のための研究所清明会を弘前市致遠児童センター等の指定管理者候補者に選定する。

(5) 弘前市堀越児童館等

社会福祉法人弘前草右会を弘前市堀越児童館等の指定管理者候補者に選定する。

(6) 弘前市三省児童館等

社会福祉法人船幸会を弘前市三省児童館等の指定管理者候補者に選定する。

(7) 弘前市自得児童館等

社会福祉法人富輝会を弘前市自得児童館等の指定管理者候補者に選定する。

(8) 弘前市運動公園

公益財団法人弘前市スポーツ協会を弘前市運動公園の指定管理者候補者に選定する。

(9) 城北公園交通広場

一般財団法人弘前交通安全教育協会を城北公園交通広場の指定管理者候補者に選定する。

(10) 弘前市都市公園等

一般財団法人弘前市みどりの協会を弘前市都市公園等の指定管理者候補者に選定する。

(11) 弘前市緑地公園

弘前市造園協同組合を弘前市緑地公園の指定管理者候補者に選定する。

(12) 鳴海要記念陶房館

一般財団法人岩木振興公社を鳴海要記念陶房館の指定管理者候補者に選定する。

(附帯意見)

(1) から (7) の施設について、次回更新時においては評価指標に子どもに関する視点を追加することを検討すること。